年金の手続きをお忘れなく！

問合せ　保険年金課
（☎372-3311・内線2123）

年金は、老後の生活設計の中心となるものです。
また、万が一のときの障害年金や遺族年金など、生活になくてはならないものです。

国民年金の加入者の種別

国内に住む20～59歳の全ての方が加入します。外国人も対象です。
就職や結婚など、人生の節目で変更の手続きをしなければなりません。

●**第1号被保険者**…自営業・農林漁業・学生・無職の方など
●**第2号被保険者**…厚生年金の加入者
●**第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者

＊平成27年10月から、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度は、厚生年金に統一されました。

退職したときは手続きが必要です

退職などで厚生年金の資格を喪失した方は、国民年金への加入手続きが必要です。その方に扶養されている配偶者も、種別変更の手続きが必要です。市役所保険年金課と各出張所で手続きができます。

必要書類など

●退職した日を確認できる書類（資格喪失証明書・離職票・雇用保険受給資格者証など）●年金手帳●印鑑

保険料免除・猶予の制度

7月分～平成30年6月分の申請を受け付けます。本人や配偶者、世帯主の前年の所得審査があります。離職した方のための特例制度もあります。ただし審査の結果、免除などが受けられない場合があります。
また、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。申請を忘れていた方は、相談してください。

●**納付猶予の対象について**
50歳未満の方が対象です。納付猶予の所得審査の対象は、本人と配偶者だけになります。

年金の種類

●**老齢年金**　65歳から老齢基礎年金が受給できます。厚生年金に1年以上加入したことがある方は、60代前半から、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

●**障害年金**　法に定める障がいの状態になったとき、障害基礎年金が受給できます。厚生年金に加入中の障がいの場合は、障害厚生年金が受給できます。

●**遺族年金**　主に生計を維持している方が亡くなったとき、遺族の方が遺族基礎年金を受給できる場合があります。亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が受給できます。

＊いずれの年金も、受給には納付期間などの要件があります。

20歳前の病気やけがが原因の障がいで
障害基礎年金を受給している皆さんへ

7月上旬までに、年金事務所から国民年金受給者所得状況届が送付されます。
年金を引き続き受給するには、所得状況届の提出と受給者本人の所得の申告が必要です。所得がない方も、住民税申告をする必要があります。未申告だったり、提出が遅れたりすると年金が一時停止することがあります。必ず期限までに申告し、書類を提出してください。

年金受給資格期間の短縮

8月1日から、これまで25年だった年金受給資格期間が10年に短縮されます。新たな年金受給対象者には、日本年金機構が順次通知文書を郵送しています。
詳しくは、新さっぽろ年金事務所お客様相談室（☎892-9313）に問い合わせてください。